

利益処分の承認にあたっての基本方針

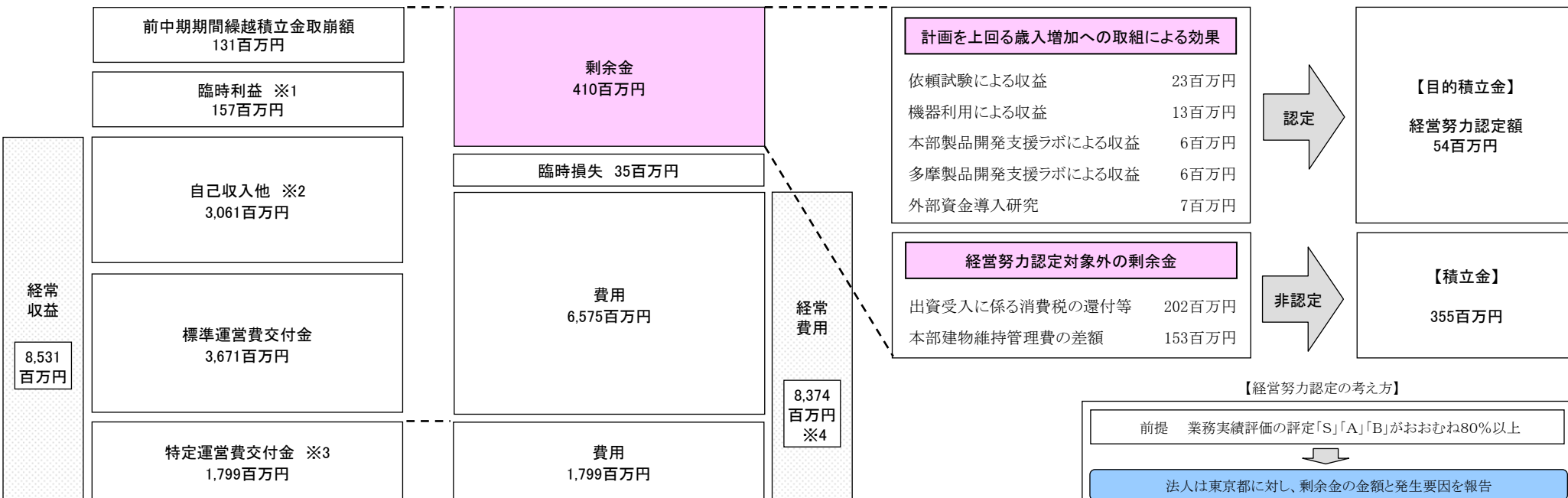
「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件にも合致する場合に承認する。

- ① 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- ② 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

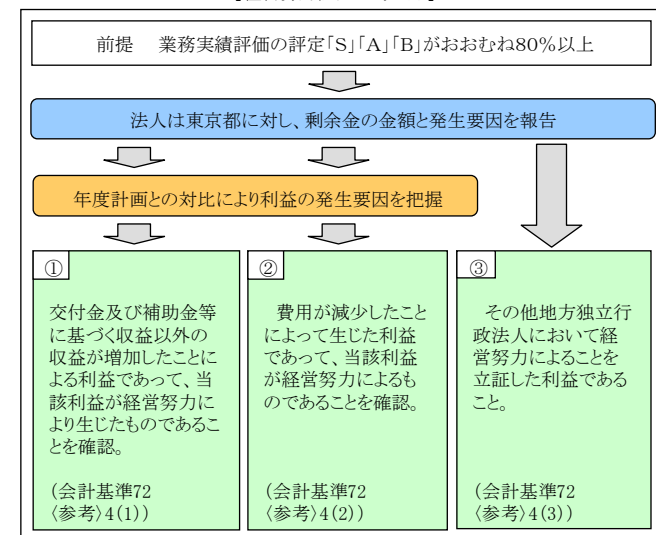
23年度 損益計算書

剰余金の主な内訳

利益処分(案) ※5



【経営努力認定の考え方】



※1 臨時利益の内訳

消費税等還付額	121百万円
資産見返運営費交付金戻入	3百万円
資産見返物品受贈額戻入	32百万円
計	157百万円

※2 自己収入他の内訳

手数料収益	281百万円
使用料収益	106百万円
受講料収益	12百万円
指導事業収益	1百万円
受託事業収益	297百万円
外部資金導入研究収益	178百万円
科学研究費間接経費収益	3百万円
財務収益	1百万円
雑益	1百万円
資産見返勘定戻入	2,176百万円
計	3,061百万円

※4 経常費用の内訳

業務費	5,758百万円
一般管理費	2,616百万円
財務費用	123百万円
雑損	19百万円
計	8,374百万円

※5 利益処分の概要

地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、地方独立行政法人は、当該事業年度に剰余金が発生した場合には、設立団体の長の承認を受けて、その額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

※3 特定運営費交付金は、費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる(=費用進行基準)

(注) 百万円未満を切り捨てているため合計が合わない場合がある。